

春日井くらしのガイド 2023 日 本 語 版

この本の説明を国際交流ルーム(地図の★のところ)でします。来る前にでんか 電話をしてください。

☎0568-56-1944





はじめに

外国から希望と不安を持ち、日本へやってきた外国人の皆さんは、祖国とは違う言葉や 生活習慣、文化など、様々なことに戸惑いを感じていると思います。

この「春日井くらしのガイド」は、皆さんが春日井市で安心して生活できるよう、緊急 の場合の連絡先や、各種手続き、日常生活での決まり事などを簡単にまとめたものです。

今後の春日井市での生活に役立ててもらえば幸いです。

春日井市

もくじ

	市役所の業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	1—1 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
2	国際交流ルーム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3		
4		
5		
6		
7		
8	7 / 194	
9	7140-	
10		
11		
12		
13		
14	V	
15		
16		
17		
18		
19	214	
20		
21		
22		
	外国人向け広報誌 「Information KASUGAI」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	図書館の利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	区・町内会・自治会への加入	27

市役所の業務

春日井市役所

市役所は、生活するうえで重要な公的機関です。住民登録、結婚、出生の手続き、国民健康保険などの窓口があるほか、外国人相談も行っています。

と こ ろ ▼ 〒486-8686 愛知県春日井市鳥居松町5丁目 44 番地 TEL: (0568) 81-5111 ホームページアドレス https://www.city.kasugai.lg.jp/

駐車場 ▼ 台数に限りがあります。

交通機関 ▼ JR春日井駅より名鉄バス「鳥居松」下車、徒歩2分 かすがいシティバス"はあとふるライナー"「春日井市役所」下車すぐ

開庁時間 ▼ 月~金曜日 午前8時30分~午後5時15分

閉 庁 日 ▼ 土·日曜日、祝休日、年末年始(12月29日~1月3日)

| 住民登録

戸籍住民課 Tel: (0568) 85-6138

中長期在留者として新たに入国した外国人は、市役所で住民登録を行う必要があります。さまざまな行政サービスを受けるためにも、市役所戸籍住民課で住民登録の手続きをしてください。

必要なもの:在留カード

2 国際交流ルーム

市内の国際交流や多文化共生に関する情報を発信する施設です。生活する上で役立つ外国語に翻訳されたパンフレットや国際交流活動を行う団体に関する情報などを得ることができます。

場 所 ▼ 〒486-0837 愛知県春日井市春見町3番地

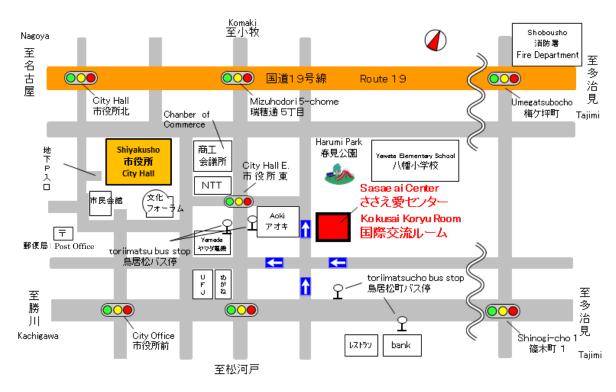
Tel: (0568) 56-1944

駐車場 ▼ 台数に限りがあります。

交通機関 ▼ JR春日井駅より名鉄バス「鳥居松」下車、徒歩2分

利用時間 ▼ 火~日曜日 午前9時~午後5時

休 館 日 ▼ 月曜日、年末年始(12月29日~1月3日)



3 外国人向け生活オリエンテーション

国際交流ルーム Tel: (0568) 56-1944

春日井市に来たばかりの外国人市民の方に、ごみの出し方や地震のときに逃げる場所など、 春日井市での生活ルールなどについて説明します。

内 容 ▼ ごみの出し方、医療保険や病院、救急車のよびかた、地震などのときに逃げる 場所、市役所の窓口など

場 所 ▼ 国際交流ルーム

※2ページの地図をご覧ください。

※駐車場が満車の場合は、市役所の駐車場に駐車してください。

受 付 ▼ 随時(火曜日から日曜日の午前9時から午後5時まで)

参加費用 ▼ 無料

- □ 日本語での説明の場合は、予約の必要はありませんので、直接、国際交流ルームに来てください。
- □ なお、母語での説明を希望される方は、事前に国際交流ルームTEL: (0568) -56-1944へ 予約してください。

4 外国人相談

春日井市では、外国人の皆さんの悩みや不安を軽減するための外国語による相談を受け付けています。

▼ 春日井市役所2階市民相談コーナー

Tel: (0568) 85-6624(相談日のみ開設) 行政サービスに対する疑問や不安について相談できます。

▼ 水曜日 午前9時~正午、午後1時~4時

第1水曜日 英語・フィリピノ語

第2水曜日 ポルトガル語

第3水曜日 スペイン語

第4水曜日 ポルトガル語

OTIT 外国人技能実習機構

▼ 技能実習生相談窓口

https://www.otit.go.jp/files/user/docs/sos.pdf

5 通訳ボランティア派遣

国際交流ルーム Tel: (0568) 56-1944

日本語での意思疎通が十分にできない外国人市民を対象に、春日井市内の公共施設で手続きを行うときに通訳をするボランティアを派遣します。通訳ボランティアが必要なときは、ボランティアが必要な日の1週間前までに申し込んでください。

▼ 通訳できる言語: 英語・中国語・ポルトガル語・スペイン語・フィリピノ語(タガログ語)・

ベトナム語 他

▼ 派遣できる場所: 春日井市内の公共施設

▼ 派 遣 時 間: 公共施設の開いている時間で2時間以内

※通訳が入ると窓口の手続きには時間がかかるため、余裕をもって申し込んでください。

▼ 通訳できる内容 : 市役所や公共施設で行う手続きの補助

※ただし、専門的な内容には派遣できません

▼ 申 し込 み先: 国際交流ルーム Tel:(0568)56-1944

□ 通訳ボランティアの募集も行っています。ボランティアとして登録を希望される方は、お問い合わせください。

6 日本語の学習

〈かすがいふれあい教室(日本語教室)〉 国際交流ルーム Tel:(0568)56-1944

はじめて日本語を勉強する人、日本語があまりわからない人のための教室です。 日本語や日本の文化などを学ぶことができます。

開催日 ▼ 原則第2・3・4・5金曜日または第2・3・4・5日曜日

時 間 ▼ 午前 10 時~11 時45分

場 所 ▼ ささえ愛センター

学習できる人 ▼ 15歳以上で春日井市に在住・在勤・在学の方

定 員 ▼ 金曜日:30 人 日曜日:60 人

申 込 ▼ 事前にささえ愛センター | 階の国際交流ルームにお問い合わせください。

受 講 料 ▼ 教科書のお金が必要です。(受講料無料)

〈かすがいふれあい教室(子どもの日本語教室)〉 国際交流ルーム Tel: (0568) 56-1944

外国にルーツを持ち、初めて日本語を勉強する、あまり日本語がわからない子どものための 教室です。

簡単な会話や文字、日本の文化などを学ぶことができます。

開催日▼原則第2·3·4·5日曜日

時 間 ▼ 午前 10 時~11 時45分

場 所 ▼ ささえ愛センター

学習できる人 ▼ 春日井市内に在住の外国につながりを持つ小中学生

定 員▼10人

申 込 ▼ 事前にささえ愛センター | 階の国際交流ルームにお問い合わせください。

受講料▼無料

また、このかすがいふれあい教室は、ボランティアグループの皆さんによって行われています。 受講生の国籍は問いません。いつからでも始められます。 〈外国人のための日本語講座〉 東部市民センター Tel: (0568) 92-8511

開催日 ▼ 日曜日(不定期)、全8回 ※詳細は東部市民センターまで

時 間 ▼ 午前10時~正午

場 所 ▼ 東部市民センター(2階 第3集会室) 〒487-0011 春日井市中央台2丁目2番地1

学習できる人 ▼ 小学生以上で春日井市にお住まいかお勤めの人

コース ▼ 実践クラス

定 員 ▼ I5名(先着順)

申 込 み ▼ 開催日に直接、東部市民センターにお越しください。 ※初回は、午前9時50分までにお越しください。

受講料 ▼ 無料(テキストは当日お渡しするプリントを使います。)

7 医療保険・年金制度

保険医療年金課 Tel: (0568)85-6156

医療保険

医療保険には、職場で加入する保険(社会保険)と国民健康保険並びに後期高齢者医療保 険があります。

〈国民健康保険〉

住民基本台帳に記録があり、医療を受ける活動を行うもの及びこれらの活動を行う者の日常生活上の世話をする活動を行うもの、I年を超えない期間滞在し観光、保養、その他これらに類似する活動を行うもの及びその同行する配偶者などの目的以外で滞在する人で、他の健康保険の加入資格がない人は、国民健康保険に加入しなければなりません。

- ① 保険税は、世帯ごとに加入者の所得や加入者数などに応じて決定されます。
- ② 病院で治療を受けるときには、忘れずに病院に保険証を持って行ってください。

〈後期高齢者医療保険〉

後期高齢者医療保険は、75歳以上(一定の障がいのある人は65歳以上)の人を対象とした医療保険です。

住民基本台帳に記録があり、医療を受ける活動を行うもの及びこれらの活動を行う者の日常生活上の世話をする活動を行うもの、I 年を超えない期間滞在し観光、保養、その他これらに類似する活動を行うもの及びその同行する配偶者などの目的以外で滞在する人は、75歳の誕生日から自動的に後期高齢者医療保険に加入します。また、一定の障がいのある 65歳以上の人で、住民基本台帳に記録があり、医療を受ける活動を行うもの及びこれらの活動を行う者の日常生活上の世話をする活動を行うもの、I 年を超えない期間滞在し観光、保養、その他これらに類似する活動を行うもの及びその同行する配偶者などの目的以外で滞在する人は、身体障がい者手帳など障がいの状況が確認できるものを添えて申請(任意加入)していただくことにより加入できます。

- (1) 保険証は、加入の事務処理後に郵送します。
- ② 保険料は、等しく負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」を合計して個人単位で決定されます。

〈健康診査等について〉

40 歳から 74 歳までの国民健康保険被保険者には、糖尿病や高血圧など生活習慣病の早期発見・早期治療を目的とした特定健康診査を実施します。その結果、保健指導が必要な方へ特定保健指導を実施します。

後期高齢者医療被保険者には、生活習慣病の予防を図り高齢者の健康の保持増進を目的 とした後期高齢者健康診査を実施します。

公的年金制度

日本に住んでいる 20 歳以上 60 歳未満の人は、日本国籍の有無に関係なく、公的年金制度に加入することが義務づけられています。

年金事業は、厚生労働省から委託・委任された日本年金機構が行っています。

詳しくは、日本年金機構の年金事務所にお問い合わせください。

名古屋北年金事務所 Tel: (052) 912-1213 〒462-8666 名古屋市北区清水五丁目6番 25 号

市役所では、国民年金 | 号被保険者の各種手続きや、保険料の免除申請の手続き等を行っています。

8 介護・障がい福祉

〈介護保険制度〉

介護·高齢福祉課 Tel: (0568) 85-6183

次の介護保険資格を有する方は、市の認定を受けて、介護保険サービスを利用することができます。

① 住民基本台帳に記録のある 65 歳以上の方

(ただし、日本に短期間しか滞在しない場合については、介護保険の対象外となります。)

②40歳以上65歳未満の医療保険加入者の方

介護保険サービスを利用するには、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所に連絡を します。 利用者・家族・介護サービスの提供事業所が、どの介護サービスを、いつ、どれだけ利用するか話し合って計画を作り、サービスが提供されます。

〈障がい福祉制度〉

障がい福祉課 Tel: (0568)85-6186

身体、知的、精神に障がいのある方は、障がい者手帳や障がい福祉サービスの申請ができます。障がい者手帳の区分や等級に応じて、各種手当等が支給される場合もあります。

9 病院

公立のものと民間のものがあります。

公立病院

春日井市民病院

と こ ろ ▼ 〒486-8510 愛知県春日井市鷹来町1-1-1

Tel: (0568) 57-0057

受付時間 ▼ 月~金曜日 午前8時30分~11時30分

休 診 日 ▼ 土·日曜日、祝休日、年末年始(12月29日~1月3日)

<診療科>

内科、腎臓内科、糖尿病・内分泌内科、脳神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、メンタルヘルス科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓外科、血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線診断科、放射線治療科、麻酔科、歯科口腔外科、病理診断科、救急科

※初診時に紹介状をお持ちでない場合、診療費とは別に 7,700 円 (歯科の場合 5,500 円)をお支払いただくことがあります。

民間病院

休診日、診察時間については、各病院によって違います。

10 休日や平日夜間に急病で受診するとき

- (I) かかりつけ医にお問い合わせください。かかりつけ医であれば、普段の診察や情報などから総合的に判断し、適切な治療が受けられます。
- (2) かかりつけ医が不在のときには、休日・平日夜間急病診療所で診療が受けられます。 診療時間等を確認し、事前に連絡してから受診してください。

春日井市休日・平日夜間急病診療所(総合保健医療センター) Tel:(0568)84-3060

診療科目	診療日	診療時間
	平日夜間	
	※祝休日及び年末年始	午後9時~11時30分
	は除く	
内科	土曜日	
	※祝休日及び年末年始	午後6時~9時
小児科	は除く	
	日曜日·祝休日	午前9時~正午
	年末年始	午後1時~5時
	(12/30~1/3)	午後6時~9時
	日曜日·祝休日	午前9時~正午
外 科	年末年始	午後1時~5時
	(12/30~1/3)	午後6時~9時
	日曜日·祝休日	
歯 科	年末年始	午前9時~正午
	(12/30~1/3)	

- ・受付は診療開始時間の 30 分 前から診療終了時間の 30 分 前までです。
- ・この急病診療所は、医師会・ 歯科医師会・薬剤師会の協力 で実施しています。

(3) かかりつけ医、休日・平日夜間急病診療所で受診できない場合や、受診先がわからない場合は、次のところにお問い合わせください。

愛知県救急医療情報センター Tel:(0568)81-1133

患者さんから一番近い医療機関を紹介しますので、患者さんの症状・住所・氏名・年齢などを伝えてください。

※医療機関を紹介されたときは、確認の電話を入れてから受診してください。受診の必要がなくなったときも、医療機関にご連絡ください。

受 付 ▼ 毎日 24 時間体制

愛知県小児救急電話相談 #8000(短縮番号)またはIEL:(052)962-9900 夜間の子どもの急病時、受診を迷ったときに専門の相談員に電話で相談することができます。 受 付 ▼ 毎日午後7時~翌朝午前8時

あいち救急医療ガイド(愛知県救急医療情報システム) https://www.qq.pref.aichi.jp/インターネットで、その時に受診可能な医療機関を検索することができます。なお、受診前に必ず直接医療機関にお問い合わせください。

| | 子ども

福祉

〈子ども医療費助成〉

保険医療年金課 Tel: (0568)85-6194

次に該当する医療保険適用後の自己負担額を助成します。

・18 歳到達後の最初の年度末までのお子さんの入院費・通院費

<学生医療費助成>

保険医療年金課 Tel: (0568)85-6194

18 歳到達後の最初の4月1日から 24 歳到達後の最初の年度末までの学生で、一定の条件に該当する人に対して、入院費に係る医療保険適用後の自己負担額を助成します。

※詳細は市ホームページなどをご覧ください。

〈児童手当〉

子育て推進課 Tel: (0568) 85-6201

中学校修了前(15 歳到達後の最初の年度末まで)の児童を養育している人に支給されます。所得制限がありますので、詳しくはお問い合わせください。

〈児童扶養手当・愛知県遺児手当・子ども福祉手当〉

子育て推進課 Tel: (0568) 85-620 I

ひとり親家庭又は父母のいない 18 歳以下(18 歳到達の年度末日まで。児童扶養手当・子ども福祉手当については、一定の障がいがある場合 20 歳未満まで)の子どもを養育している方に手当を支給します。それぞれの制度で支給の条件、所得制限などがありますので、詳しくはお問い合わせください。

〈保育園・認定こども園・小規模保育園〉

保育課 Tel: (0568) 85-6202

保育園は、概ね6か月以上の就学前の子どもを、保護者が働いていたり、家族に病人がいて その看護をしているなどの理由で<u>恒常的に</u>保育を必要とする場合に、保護者に代わって養護及 び教育を一体的に行う児童福祉施設です。

認定こども園は、就学前の子どもに関する教育・保育を総合的に提供する施設で、幼稚園と保育園の機能や特長をあわせ持つ施設です。

小規模保育園は、市が認可する保育事業のひとつで、保育園同様、保護者に代って保育する施設です。0歳児から3歳未満児を対象として定員6人以上 19 人以下で保育を行います。

健康

〈予防接種〉

健康增進課 Tel: (0568) 85-6168

【定期予防接種】

ワクチンごとに年齢・接種する回数が決められています。対象者には、接種券を郵送します。 市内の指定病院を予約し、券と母子健康手帳を持って接種を受けてください。なお、券を無くし た場合や、他市区町村などで接種を受ける場合は、健康増進課で手続きが必要です。

【任意予防接種】

(おたふくかぜ)

接種する日の年齢が1歳~6歳の小学校に入る前の子どもに、接種費用の一部を市が支払います。※一定の条件があります。

〈母子健康手帳〉

子ども政策課 Tel: (0568)85-6170

妊娠届出書を提出すると、外国語版または日本語版の母子健康手帳と、対象者には別冊「母と子のしおり」(妊産婦・乳児健康診査等受診票)が交付されます。

(窓口は子ども政策課 市役所2階・総合保険医療センター3階)

〈乳幼児の健康診査〉

子ども政策課 Tel: (0568)87-1552

4か月児、1歳6か月児、3歳児健診を実施しています。対象者には案内が郵送されます。

〈不妊治療費等助成〉

子ども政策課 Tel:(0568)85-6170

人工授精の治療について、費用の一部が助成されます。※助成には一定の要件があります。

教育

〈幼稚園〉

保育課 Tel: (0568) 85-6202

3歳から5歳までの子どもを対象とした、就学前の教育機関です。

市内には私立の幼稚園があります。詳しくは、各幼稚園に確認してください。

〈市立小・中学校〉

学校教育課 Tel: (0568) 85-6441

小学校は6歳で入学し12歳で卒業、中学校は12歳で入学し15歳で卒業します。入学を希望する場合は、保護者が春日井市教育委員会へ申し出る必要があります。

なお、経済的な理由により、学校で必要な費用の一部が援助される場合があります。 詳しくはお問い合わせください。

〈学校給食〉

学校給食課 Tel: (0568) 85-6341

小・中学校ではお昼に給食があります。

食物アレルギーや宗教上の理由で給食を全く食べない場合は、あらかじめ学校へご相談ください。

学校給食費は、小学校は1食245円、中学校は1食285円です。口座振替または納付書でお 支払いください。また、児童手当からの差し引きによる支払いも可能です。

なお、経済的な理由により、給食費等の費用が援助される場合があります。

詳しくはお問い合わせください。

12 検診・健診・予防接種

〈がん検診等〉

健康增進課 Tel: (0568) 85-6166

検診ごとに対象年齢があり、対象者には、該当する受診券を郵送します。市内の指定医療機関に予約し、受診券、健康保険証、受診料金を持って受診してください。受診券には有効期限があります。なお、受診券を紛失した場合は、事前に健康増進課で再発行の手続きが必要です。

〈歯科健診〉

健康増進課 Tel: (0568) 85-6166

令和 5 年度 (2023年4月1日~2024年3月 31 日) 中に 20 歳・30 歳・40 歳・45 歳・50 歳・55 歳・60 歳・65 歳・70 歳・76歳・80歳になる人、並びに妊婦及び産婦を対象に、無料の歯科健診を行っています。対象者には、受診券を郵送します。

妊婦及び産婦は、母子健康手帳別冊の「母と子のしおり」内にある「妊産婦歯科健診受診券」 で受診できます。

市内の実施医療機関に予約し、受診券と健康保険証を持って受診してください。受診券には有効期限があります。なお、受診券を紛失した場合は、事前に再発行の手続きが必要です。

〈予防接種〉 ※子どもの予防接種は「11 子ども」に記載

健康增進課 Tel: (0568) 85-6168

【風しん】

1962 年4月2日~1979 年4月1日生まれの男性は、風しんの検査と予防接種が無料で受けられます。また、妊娠を予定、希望している夫婦や妊娠している女性の夫には、接種費用の一部を市が支払います。 ※一定の条件があります。

【インフルエンザ】

接種する日の年齢が 65 歳以上の人は、接種費用の一部を自分で支払うことで予防接種を受けることができます。

【肺炎球菌】

令和5年度(2023年4月1日~2024年3月31日)中に65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳になる人は接種費用の一部を自分で支払うことで、予防接種を受けることができます。対象者には案内はがきを郵送します。

なお、この年齢以外でも、接種する日の年齢が 65 歳以上の人は、接種費用の一部を市が支払います。※一定の条件があります。

【帯状疱疹】

接種する日の年齢が50歳以上の人は、接種費用の一部を市が支払います。ワクチンの種類は2種類ありますので、病院の先生と相談して接種を受けてください。

※一定の条件があります。

新型コロナウイルスワクチン接種推進室

Tel:0120-567-350(コールセンター) 月~金(祝日を除く)午前9時~午後5時

【新型コロナワクチン】

国が示す基準に基づき、新型コロナワクチンの接種を無料で受けられます。接種券は、接種を 受けることができる月の前月末までに発送します。

13 火事

火事を出してしまったり、発見したりしたときは、119番へ通報しましょう。

【通報例】

指令員: 火事ですか?救急ですか?

通報者: 火事です。

指令員: 火事が起きている場所の住所を教えてください。

通報者:○○町|丁目|番地、介護施設△△です。

指令員: 何階建ての何階から出火してますか?

通報者: 2階建ての1階にある厨房から火が出ています。

指令員: 初期消火は実施できていますか?

通報者: 実施しましたが失敗しました。

指令員: ケガ人や逃げ遅れた方はいますか?

通報者: 厨房内に2人逃げ遅れがいます。

指令員:避難誘導は実施できていますか?

通報者: 職員、利用者合わせて〇名避難済みです。

※火災通報時には、通報者の安全が確認できれば、通信指令員から様々な質問をします。あらかじめ聞かれることを確認しておき、慌てず正確な通報ができるようにしておきましょう。

14 救急

急病や交通事故、けがなど、急いで手当が必要なときは、119番通報しましょう。

【通報例】

指令員: 火事ですか?救急ですか?

通報者: 救急です。

指令員: 救急車を向かわせる住所を教えてください。

通報者: ○○町|丁目|番地、介護施設△△です。

指令員: 誰がどうしましたか?

通報者 : ○○さん男性○歳が急に倒れてました。

指令員: 呼びかけて反応はありますか?呼吸はしていますか?

通報者: 呼びかけても反応がありません。呼吸もしていません。

指令員: 応急手当(胸骨圧迫や止血)を実施してください。

【指令員の指示に従い応急手当を実施します。】

指令員: 救急隊の誘導をお願いします。あなたの名前を教えてください。

通報者 : 職員が入り口まで出ます。○○と申します。

※どんなことを聞かれるかあらかじめ知っておき、情報を整理して通報することで、迅速な救急要請に繋がります。

※伝達に急を要するので、言葉に自信がなかったり、住所等がわからないときは、わかる人に 代わって通報してください。

15 警察

交通事故や犯罪が起きたときは、110番へ通報しましょう。

【通報例】

110番をかけるときは、落ち着いて次のことを知らせてください。

「何があったか」

「いつあったか」

「場所はどこか」

「名前」

16 ごみ

ごみ減量推進課 Tel: (0568) 85-6222

春日井市では次のように資源・ごみを分別します。

詳しくは、資源・ごみの出し方(英語・韓国語・中国語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語) で確認してください。市役所ほか市内の公共施設でお渡ししています。

資源・ごみの 区分	主 な 例	排出方法	収集 回数
資源 (プラスチック 製容器包装)	卵のパック、トレイ 冷凍食品の袋、菓子の袋 ペットボトルのキャップ、ラベル、 発泡スチロール	指定袋(透明)	週1回
資源 (飲料缶・ガラ スびん・ペット ボトル)	飲料用のアルミ缶・スチール缶 飲食用のガラスびん 飲料・しょうゆなどのペットボトル	透明・半透明の袋 ※飲料缶、ガラスび ん、ペットボトルは 別々の袋に入れてく ださい。	月2回
資源 (古紙・古着)	新聞紙(折り込みチラシ含む) 雑がみ(ティッシュの箱や封筒など) 雑誌・段ボール・牛乳パック類、古着	紙ひもで縛る ※雑がみは雑誌と 一緒に出すか、紙袋 に入れてください。	月2回
資源 (金属類(小型 家電を含む)) 金属類 (発火性危 険物)	なべ、フライパン、やかん 小型家電、石油・ガス器具類 ※テレビなど家電リサイクル対象品目などは 出せません。また、充電式電池は、原則はず してリサイクル協力店へ。 スプレー缶、ガスボンベ、使い捨てライター、 充電式電池を内蔵した小型家電 ※スプレー缶、ガスボンベは使いきって穴を あけ、使い捨てライターは使い切る。	透明・半透明の袋 指定袋(赤色) ※使いきれない、穴 があけられないスプ レー缶等は、公共施 設へ。	月一回

燃やせるごみ	生ごみ(残飯)、木くず、革製品、 カセットテープ、ビデオテープ 靴、紙おむつ、タバコの吸い殻、 汚れの落ちないプラスチック製容器包装、 30cm 以下のプラスチック製品	指定袋(黄色)	週2回
燃やせないごみ	30cm超80cm未満のプラスチック製品、 ガラス・陶器類	指定袋(青色)	月2回

資源やごみは、収集日の朝8時までに、地区ごとに決められたごみステーションに出しましょう。

資源・ごみの出し方

春日井市では、家庭から出る資源やごみの分別収集を行っています。

ごみステーションは、みんなで清潔に使うものですので、次のことを守り、資源やごみを出してください。

- ●「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「プラスチック製容器包装」、「金属類(発火性危険物)」は、指定袋に 入れて出してください。指定袋はスーパーやコンビニ等で販売しています。
- 資源やごみは、分別してごみステーションに出してください。
- 地区ごとに決められたごみステーションに出してください。防鳥用ネットがある場合は、防鳥用ネットの下に入れてください。
- 資源やごみは、収集日の朝8時までに出してください。前日には出さないでください。収集が終わった後に出された資源やごみは収集されません。
- 収集日は、地区により異なります。ごみ分別アプリ「さんあ~る」(右の QRコードからインストールしてください。)もしくは環境カレンダー (市役所ほか市内の公共施設でお渡ししています。)で確認してください。









● 次のものは、ごみステーションに出せません。(基本的に有料です)

種類	出し方
粗大ごみ(80cm以上2m以下で50kg	収集:清掃事業所に申し込み
以下のもの)	(1 点 1000 円)※1 回 3 点まで
	持込み:クリーンセンターへ
	(重さにより料金が異なります。)
エアコン、テレビ、冷蔵庫・	リサイクル料金が必要です。
冷凍庫·冷温庫、洗濯機·衣類的燥機	詳しくは「資源・ごみの出し方便利帳」をご覧ください。
特定廃棄物	収集:清掃事業所に申し込み
(スプリングマットレス・自家用自動車	持込み:クリーンセンターへ
のタイヤ・バッテリー・ホイール等)	(種類により料金が異なります。)
パソコン	市では収集、処理は行いません。
	市の協定締結事業者「リネットジャパンリサイクル(株)」に電話(05
	70-085-800)もしくはホームページ
	(https://www.renet.jp/)から申込むか、メーカーにお問い合
	わせください。
引越し等に伴う一時多量ごみ	クリーンセンターに持ち込んでください。
	(重さにより料金が異なります。)

※クリーンセンターへの持込みは、事前にクリーンセンターへの連絡が必要です。

~問い合わせ先(問い合わせは、日本語でお願いします。)~

- ·ごみの分別、リサイクルに関すること ごみ減量推進課 Tel:(0568)85-6222
- ・粗大ごみなどの収集、ごみステーションに関すること 清掃事業所 Tel: (0568) 84-3211
- ・ごみ、資源の持ち込みに関すること

クリーンセンター Tel: (0568)88-0247 場所:神屋町1番地2

17 防災

災害時の避難所・避難場所を確認しておきましょう。市内の災害時の避難所・避難場所を図示した「地震防災マップ」、「洪水ハザードマップ」を作成しています。

市役所ほか市内の公共施設でお渡ししています。

18 税金

(I)所得税(国税)

小牧税務署 TEL: (0568) 72-2111

〒485-8651 愛知県小牧市中央一丁目 424 番地

[所得税とは]

- ·個人の | 年間(|月|日~|2月3|日)の所得に対する税金です。
- ・税率は、5%、10%、20%、23%、33%、40%、45%の7段階で、課税される所得が多いほど、税率が高くなります。
- ・納税義務者(所得税を納める人)と課税所得の範囲は、次のとおりです。

	納税義務者		課税所得の範囲
I	居住者 「国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて 年以上居所を有する個人」	(1) 非永住者 居住者のうち、日本の国 籍がなく、かつ、過去 I O 年 以内に国内に住所又は居 所を有していた期間の合 計が5年以下の個人	日本国内で生じた所得(国内源泉所得)が課税対象。また、国外源泉所得で国内において支払われ、又は国外から送金されたものも課税対象
		(2) 非永住者以外の居住者	所得が生じた場所が国内、 国外を問わず、すべての所得 が課税対象
2	非居住者「居住者以外の個人」		国内源泉所得が課税対象

(2)市民税:県民税(住民税)

市民税課 Tel: (0568) 85-6093

[市民税・県民税とは]

- ・春日井市に納める市民税と、愛知県に納める県民税を合わせた税金です。
- ・定額の均等割額と、所得に応じた所得割額で構成されています。
- ・均等割額は、5,500円(市民税3,500円、県民税2,000円)です。
- ・所得割額は、税率 10%(市民税6%、県民税4%)です。
- 前年(1月1日~12月31日)の所得に対して課税されます。
- ・1月1日現在春日井市に住所がある人で、基準額を超える所得がある場合に課税されます。(市外に住所がある人でも、1月1日現在春日井市に事務所または家屋敷を有し、基準額を超える所得がある場合は、春日井市で均等割が課税されます。)
- ・市民税・県民税の年度は、毎年6月から始まり、翌年5月までです。

[納税の方法]

- ・方法は3つあります。
 - ①給与からの特別徴収

勤務先(事業所)が、本人の給与から市民税・県民税を差し引いて、本人に代わって納税する方法。

②普通徴収

市から郵送される納税通知書(納付書)を用いて、本人が金融機関やコンビニエンスストア等で納税する方法。

③公的年金からの特別徴収

65 歳以上の人の「公的年金等に対する市民税・県民税」を、支給される公的年金から差し引いて、本人に代わって納税する方法。

(3)軽自動車税 種別割

市民税課 Tel: (0568) 85-6092

[軽自動車税 種別割とは]

- ・4月 | 日現在に軽自動車等(原動機付自転車・小型特殊自動車・軽自動車・2輪の小型 自動車)を所有している人に課税されます。
- ・軽自動車等の定置場が所在する市町村で課税されます。
- ・税額は、種別や初度検査年月等によって定められています。

[軽自動車等の住所変更等の手続き先]

·原動機付自転車(125cc以下)·小型特殊自動車

市民税課 Tel:(0568)85-6092

·2輪の軽自動車(125cc超250cc以下)

愛知運輸支局小牧自動車検査登録事務所 Tel:050-5540-2048

·2輪の小型自動車(250cc超)

愛知運輸支局小牧自動車検査登録事務所 Tel:050-5540-2048

・3輪、4輪の軽自動車

軽自動車検査協会愛知主管事務所小牧支所 Tel:050-3816-1773

(4)固定資産税

資産税課 Tel: (0568) 85-6101

固定資産税は、I月 I 日現在に固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している人にかかる税金です。税額は、その固定資産の価格をもとに算定され、その固定資産の所在する市町村に納める必要があります。

(5) 市税等の納付

収納課 Tel:(0568)85-6111

市税等の納付は、納付書裏面に記載された金融機関、コンビニエンスストア、市役所・出張 所での窓口納付の他、口座振替、クレジットカード、スマートフォンアプリでも納付できます。

また、固定資産税や軽自動車税(種別割)は、納付書に印字されたeL-QR(地方税統一QRコード)を利用した納付ができるようになりました。

納期限までに市税等を完納しなかった場合は、納付した日までの日数に応じて延滞金が 加算されます。

また、納付が無い状態が続くと、財産の差押さえなどの処分を受けますので、納付が困難な場合には、収納課へ相談してください。

(6)税の証明書

No	種類	手数料	担当課	
1	所得課税証明書	300円/件	市民税課	
2	事業所証明書	//	TEL: (0568) 85-6092	
3	納税証明書·納付証明書	"	収納課 Tel:(0568)	
4	滞納がないことの証明書	//		
5	継続検査用納税証明書	無料	85-6117	
6	固定資産に関する証明書 ・評価証明書(土地・家屋) ・公租公課証明書(土地・家屋) ・課税台帳証明書(名寄帳)など	300円/枚	資産税課 Tel:(0568) 85-6101	

19 建築

建築指導課 Tel: (0568) 85-6324

建築物に係る工事を行う場合は、法令による手続きが必要になりますので、必ず事前に建築 士へご相談ください。

なお、屋根と柱、又は屋根と壁があれば建築物となります。さらに、建築物に附属する門や塀 も建築物となります。

【建築物になる例】

住宅、店舗、事務所、車庫(カーポート含む)、倉庫(コンテナ倉庫含む)など

20 水道

上下水道部 上下水道業務課 お客様窓口

業務時間 平日 午前8時30分~午後5時15分

Tel: (0568) 85-6411

○水道の使用開始や中止の届出

使用したい日(中止したい日)の3営業日前までにお申込みください。営業日とは、平日の月曜日から金曜日をいいます。土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12月29日から翌年1月3日)は休業日となります。

※お客様番号をお知らせください。

インターネットからもお申込みができます。

(https://www.city.kasugai.lg.jp/shimin/kurashi/1020797/1020870/1021186/1021475/1021476.html)

21 ペット(狂犬病予防)

環境保全課 Tel: (0568) 85-6279

狂犬病予防のために、生後91日以上の犬の飼い主は、狂犬病予防法で生涯1回の登録と、 年1回の狂犬病予防注射を受けさせ、鑑札と注射済票を犬につけておくことが義務付けられて います。

また、引越しや譲渡で住所、所有者が変わった場合や、犬が死亡したときも届出が必要となります。

22 女性相談

春日井市では、女性が直面する様々な問題についての悩み相談を受け付けています。

(I)DV相談[電話·面接相談·WEB面接相談 ※WEB面接相談は予約制]

Tel: (0568) 85-7867

配偶者、恋人からのドメスティック・バイオレンスについての相談。

▼ 月曜日から金曜日 午前9時~午後5時

(2)女性の悩み相談[電話・面接相談 ※面接相談は予約制]

Tel: (0568) 85-787 I

結婚・離婚、夫婦、家族のこと、職場の人間関係、性別による差別的取り扱い、 セクシュアル・ハラスメントなどの不安や悩みごとについての相談。

▼ 火曜日から金曜日 午後1時~4時30分

(祝休日及び年末年始を除く)

※通訳を希望される方や託児付相談を希望される方は、相談希望日の1週間前までに申 し込んでください。

(3)女性のための法律相談[面接相談 ※予約制]

Tel: (0568) 85-4401 (予約電話番号)

夫婦間、金銭、相続など女性の身の回りの法律問題についての相談。

- ▼ 指定土曜日 午前 10 時~正午
 - ※予約受付は火曜日から日曜日の午前9時から午後5時まで
 - ※通訳を希望される方や託児付相談を希望される方は、相談希望日の I 週間前までに申し込んでください。

□外国人向け広報誌「Information KASUGAI」

市内で行われる催しや市からのお知らせなどを英語・中国語・ポルトガル語に翻訳した広報 誌で、毎月1日ごろに発行しています。

「Information KASUGAI」配布場所一覧

市役所情報コーナー、戸籍住民課窓口、市民相談コーナー、国際交流ルーム、レディヤンかすがい、東部市民センター、坂下出張所、味美ふれあいセンター、高蔵寺ふれあいセンター、南部ふれあいセンター、西部ふれあいセンター、中央公民館、知多公民館、鷹来公民館、坂下公民館、春日井市民病院、ルネック、高蔵寺郵便局、中部大学、春日井警察署、春日井情報発信センター「Lirick(リリック)」、グルッポふじとう計 22 か所

□図書館の利用

図書館 Tel: (0568) 85-6800

グルッポふじとう図書館 Tel: (0568) 37-4924

春日井市内に住所のある方、在勤・在学の方、及び愛知県内に住所のある方は、図書館資料を借りることができます。また外国語の資料もありますのでご利用ください。

所蔵している外国語資料の言語 : 英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語な

ど

外国語資料の分野: 小説・随筆、絵本、童話、DVD、CDなど 外国語資料の冊数:約4,000冊(うち児童書約2,700冊)

資料を借りる際必要なもの:在留カード、免許証、保険証など住所・氏名・生年月日など確認 できるものを持参のうえ、「利用者カード」を作成してください。

□区・町内会・自治会への加入

市民活動推進課 Tal:(0568)85-6617

区・町内会・自治会は、自分たちのまちを安心して暮らせる住みよい環境にするため、同じ地域に住んだ縁で自主的に組織された団体です。災害などのいざというときには、隣近所の助け

合いが必要となりますが、隣近所の顔が見えにくい現代社会において、地域のつながりを深める意味からも、大変重要な役割を果たしています。

区・町内会・自治会は任意団体ですので、加入の法的義務はありませんが、市では、互いの 顔が見える地域のきずなづくりのため、加入を促進しています。

その他、区・町内会・自治会では、広報春日井や市からのお知らせ、地域の行事などの情報もお知らせしています。

加入の申し込みは、お住まいの地域の会長・役員にご連絡ください。なお、会長がわからない 場合は、市民活動推進課までお問い合わせください。